

本審査基準の運用について

(1) 本審査基準は、関係団体等の意見を踏まえて商標審査部内において検討し、決定したものです。

したがって、本基準実施後は、商品又は役務の類否を検討審査する場合はすべて本基準によることとなります。しかしながら、本基準は生きた経済に即応すべきものであり、概念的に割り切って類似範囲を固定化しない趣旨については旧基準と同様であるので、本基準において（四角カッコ）で囲った見出しの商品又は役務に含まれるものは、原則として、互いに類似商品又は類似役務であると「推定」するものです。

本審査基準は全審査官の統一的基準ですが、具体的、個別的に商品又は役務の類否を審査する際において、あるいは商取引、経済界等の実情の推移から、本基準で「類似」と推定したものでも「非類似」と認められる場合又はその逆の場合もあり得ます。

(2) 類を超えた類似商品・役務及び「備考」で類似するとされた商品・役務についての運用は以下のとおりとします。

(イ) 類を越えた類似商品・役務（他類間類似）

（四角カッコ）の下の〔 〕（かぎカッコ）内に表示した他の類は、四角カッコの右端に表示した記号（類似群コード）と同一の記号（類似群コード）を表示した四角カッコが当該他の類にもあることを表し、その相互の四角カッコで囲った見出しの商品・役務に含まれる商品・役務は原則として互いに類似商品又は類似役務であると「推定」するものです。

これらの他類間類似商品・役務の類否の審査においては、十分慎重を期し、特に旧商品分類との類似については、別表の「他類間類似商品・役務一覧表」及び「新旧類似商品・役務対照表」を活用した審査を行うこととします。

(ロ) 備考で類似するとされた商品・役務

「備考」において他の類似商品・役務を掲げ「○○は と類似する」とありますが、これも「類似と推定する」の意味です。この場合の「備考」において「類似する」と明記した類似商品において、例えば第29類の「調理用野菜ジュース」に類似する商品には第32類の「トマトジュース」があり、第29類「加工野菜及び加工果実」を指定商品として出願された商標についてすべて第32類「果実飲料」との関係職権で商標審査（クロス・サーチング）することは困難ですが、指定商品として積極的に「調理用野菜ジュース」又は「トマトジュース」と記載して出願したものについては、情報提供があった場合等も含め可能な範囲でクロ

ス・サーチングしようという意味です。

(3) 商品と役務の類似について

商標法第2条第5項において、「商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。」と定めることによって、商品と役務は、相互に類似する場合があることとなっています。

商品と役務の類否については、(イ)役務の提供と商品の製造、販売が同一の事業者によって行われているのが一般的であるかどうか、(ロ)役務と商品の用途が一致するかどうか、(ハ)役務の提供場所と商品の販売場所が一致するかどうか、(ニ)需要者の範囲が一致するかどうか等を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとします。